

入 札 説 明 書

宮崎県が行う Google Workspace ライセンスの賃貸借及び保守に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和 7 年 4 月 1 4 日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、9 により説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 4 月 1 4 日

2 一般競争入札に付する事項

別添 Google Workspace ライセンス調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

3 契約期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁担当

(2) 期間 令和 7 年 4 月 1 4 日から令和 7 年 4 月 2 1 日まで

（土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁担当

(2) 交付期間 令和 7 年 4 月 1 4 日から令和 7 年 4 月 2 1 日まで

（土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

6 契約に係る特記事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であり、県は、仕様書に示す契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が仕様書に掲げる賃貸借期間開始までに引渡しができないとき、又は引渡しする見込みが明らかにならないと認められる場合

エ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合

オ 本件契約の相手方の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者を

いう。)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

7 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務の者であり、これを確実に履行することができる者

ウ この競争入札に係る公告の日から契約が確定する日までのいずれかの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者

エ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者

オ 県内に本店又は支店（営業所を含む。）又はこれらに類する事業拠点を置き、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者

カ 日本国内でGoogle Workspaceの導入・運用に関しての経験があること

- (2) 入札に参加しようとする者は、令和7年4月17日午後5時までに入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）を、8(1)まで持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）すること。

入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

入札参加資格確認結果は、入札日までに書面により通知する。

8 入札

入札に参加する者は、別記様式2による入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁担当

※住所等は14を参照

- (2) 提出期限 令和7年4月21日午後5時（必着）

- (3) 提出方法

持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

ア 入札書には、各ライセンスの1月当たりの単価に個数を乗じた金額の月額及び契約期間（12か月分）の総額を内訳に記載の上、それらの合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に、当該金額の消費税及び地方消費税の額を加算した金額（100分の10に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額））をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『4月22日開封「Google Workspace ライセンス賃貸借及び保守」の入札書在

中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮に『4月22日開封「Google Workspace ライセンス賃貸借及び保守」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、別記様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。）をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(4) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

9 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和7年4月17日午後5時（郵送にあつては、同日午後5時必着）

イ 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁担当

ウ 提出方法 入札質問書（別記様式4）を、持参、郵送又は電子メール（アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。

なお、電話による質問は、認めない。

(2) 回答

入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。なお、提出期限までに到着しなかった質問及び(1)ウ以外の方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県総合政策部会議室

(2) 日時 令和7年4月22日午後2時

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（過去 2 箇年度の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）。

12 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。ただし、入札については 2 回までとする。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁担当
〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7045
E-mail: digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp